

第3章 推進体制と進行管理

1. 推進体制

男女共同参画社会の実現を図るため、条例に基づき、市、市民、事業者がそれぞれの責務を果たしながら、協働により推進していくこととします。

笠間市男女共同参画推進条例

【市の責務】

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。

施策の実施にあたり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者との協働に努めます。

【市民の責務】

家庭、職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めます。

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力します。

【事業者の責務】

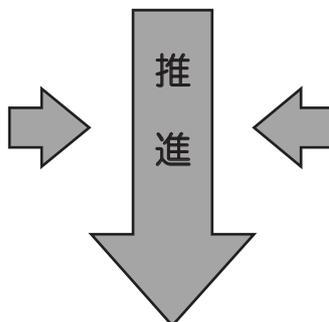
事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めます。

職場、家庭生活並びにその他の活動との両立ができるよう、雇用の分野で環境の整備に努めます。

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力します。

笠間市男女共同参画 庁内推進会議

市の男女共同参画施策の推進及び調整、市職員の男女共同参画意識の向上に取り組みます。



笠間市男女共同参画 推進連絡協議会

男女共同参画社会実現のために啓発活動や市との協働事業に取り組みます。

第2次笠間市男女共同参画計画



【笠間市が目指す将来の姿の実現】

1. みんなで築く充実した家庭
2. 男女で共に支える職場
3. 交流や活動の盛んな活気ある地域社会

笠間市男女共同参画審議会

市の男女共同参画の施策を推進するための調査審議機関として、計画の策定や各事業の進捗状況について意見・助言を行います。

2. 進行管理

(1) 進行管理

計画の進行管理は、毎年、市役所内の組織である男女共同参画庁内推進会議において施策の進捗状況の協議を行い、その後、施策の実施状況を笠間市男女共同参画審議会に報告し、その結果を市民に公表します。

(2) 指標項目による管理

計画の推進状況については、事業実績及び指標項目に掲げた数値及び5年に一度行う市民意識調査により把握します。

